

1. 企業活力強化支援事業

1 目的

事務所や店舗等の改修を通じて、消費者に魅力を感じさせるような店づくりを促進するとともに、設備等の導入を後押しし、生産性向上や省力化を推進する事業展開を支援する。名寄市の商工業の活力を高める。

2 事業費・補助率・限度額

- ①事業費 50万円以上
- ②補助率 30% (30/100)
- ③限度額 100万円

次に該当する場合は限度額を増額する。

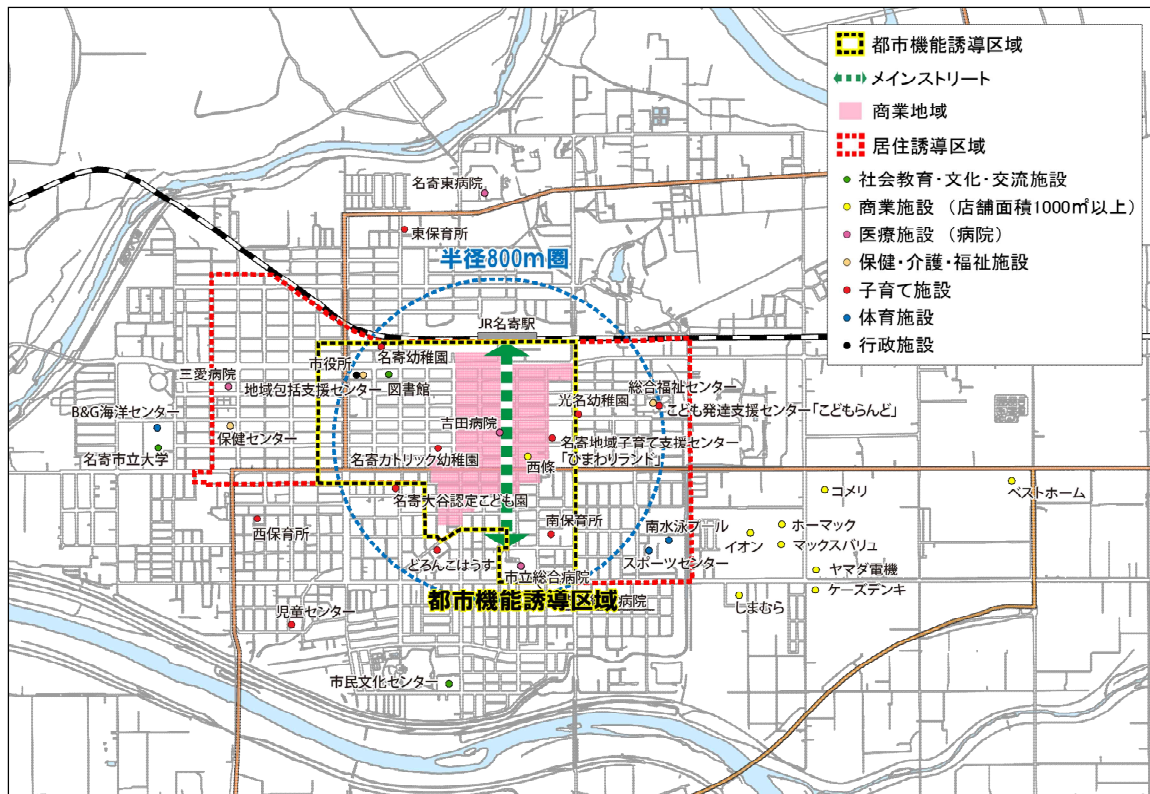
①名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合
限度額 50万円

②名寄市都市計画用途区域「商業地域」へ新築・移転・増築等をする場合
限度額 50万円（実質 100万円）

③風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」へ新築・移転・増築等をする場合
限度額 100万円

上 限 額	区 域		
	な し	都市機能誘導区域 (50万円増額)	商業地幾 (50万円増額)
名寄地区	100万円	150万円	200万円
風連地区	100万円	—	200万円

【名寄地区】



【風連地区】



3 対象者

①中小企業者等（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）
「中小企業者等」の定義については、共通事項3ページ参照

②この補助金は、事務所や店舗等を営まれる方への補助金となります。
「企業活力強化支援事業の対象事業者の考え方」1－8ページ参照

【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 個人事業主の場合、市内に事務所・事業所を有しているもの
- ◆ 法人の場合、市内に本店・本社、支店・支社、営業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 協同組合等の場合、主たる事務所を市内に有し、かつ組合員の4分の3以上のものがその主たる事務所又は事業所を市内に住所を有していること
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 申請時点で、事業を営んでいること（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

4 対象となる事業（工事等）

①事務所や店舗等の改修、設備等の導入で地元企業（※）に発注するもので、補助対象経費が50万円以上のものが対象となります。

※ 施工業者となる地元企業は、産業振興課での登録が必要です。

②施設と一体型以外の機器、設備等は10万円以上のものを補助対象とし、補助対象経費全体の50%未満までを補助対象とします。ただし、汎用性が高いと判断される機器、備品については補助対象外とします。

③次のいずれにも該当する事業であること。

ア) 事務所や店舗等の改修、設備やIT関連機器の導入による事業効果（※）が明確であること。

※ 事業効果とは、

- ・ 自社の現状・課題を把握し、顧客数・売上・利益率がどのように増加するか
- ・ どのように生産性が向上し、どのように省力化が図れるのか

・名寄市にどのような波及効果をもたらすのか など

イ) 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。

④過去にこの補助金の交付を受けた事務所や店舗等は、補助金の交付(※)を受けてから5年間はこの補助金を利用することができません。

ただし、新規事業や業種転換を行う場合は利用することができますので、産業振興課にご相談ください。

※ 補助金の交付を受けた日は、補助金の確定通知があった日とし、当該日から経過期間を起算するものとします。

⑤次に該当する業種の事務所や店舗等の改修については、対象外となります。

【対象外業種】

農業、農業的サービス業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業、金融・保険業、公序良俗に反する遊興娯楽業、風俗営業等の一部、病院、一般診療所、歯科診療所、大規模小売店舗及びチェーン店

⑥事業の「着手年月日」は、改修工事等の着手日又は設備・備品等の発注日のいずれか早い日とし、「完了年月日」は事業にかかる支出が全て完了した日又は補助金変更決定通知日のいずれか遅い日とします。

⑦補助対象となるためには、着手年月日よりも前に交付決定を受ける必要があります。

⑧補助事業の完了は、遅くとも当該年度の3月末日までとしてください。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

⑨事務所や店舗等の改修、設備やIT関連機器の導入が補助対象となるかは、次の対象対象工事判別表でご確認ください。個別具体的な案件については、産業振興課にご相談ください。

【対象工事判別表】

内容	適否	備考
屋根・外壁・軒天の改修	×	

屋根・外壁・軒天の塗装 コーキング工事	×	
屋根に設置する雪止めの設置	×	
屋上防水塗装	×	
雨樋の取り替え	×	
フローリング(床)・クロス等の貼 り替え	○	
ドア・ふすま・障子等・建具の交換	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
床や扉等のバリアフリー化・手すり の設置	○	
給水・排水工事	△	店舗の厨房等、営業に関わる部分に限定し、 その区分が明らかな給水・排水設備に限り対 象(兼用住宅の工事は対象外)
浴室・ユニットバス	△	ホテル・旅館の浴室の改修に限り対象
トイレ・洗面の改修・設置	△	客に使用させるトイレに限り対象
下水道等排水設備工事	△	トイレ等の内装工事(壁・柱・床等の主要構 造部の改修)を伴う場合に限り対象
厨房機器・ガス給湯器・電気温水器 の設置	△	厨房の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部 の改修)を伴う場合に限り対象
換気扇・換気空清機の設置	○	
カウンター・棚・収納の造作	○	
照明器具	△	内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修) を伴う場合に限り対象
屋外照明	△	事務所や店舗等に取り付けられるもので、電 気工事を伴うものに限り対象
電気製品(テレビ・ストーブ・エア コン・キャッシュレス端末などの I T 関連機器)の購入	△	機器・備品は取得価格が 10 万円以上のものを 対象とし、補助対象経費の 50%未満であるこ と 汎用性が高いと判断されるものは誓約書を提 出 テレビは取付工事を伴う壁掛け型、内装工事 (壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う 埋込型に限り対象 プロジェクター・スピーカーは内装工事を伴 うものに限り対象 ストーブ・エアコン・キャッシュレス端末は 対象 ソフトウェアのみの購入は対象外

玄関フード・サンルームの増築	△	事務所や店舗等と一体と認められるもの限り対象
店舗組込車庫・物置の増改築	×	
店舗等と別棟の車庫・カーポート・物置の設置工事	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
農作業小屋（納屋・D型倉庫等）	×	
兼用住宅のうち、住宅部分の改修・増築	×	
兼用住宅のうち、事務所・店舗部分の改修・増築	○	
門・塀・駐車場・舗装・庭園等の外構工事	△	事務所や店舗等の出入口から道路までスロープの設置工事に限り対象
融雪槽・ロードヒーティングの設置	×	
広告・看板・ネオンサインの設置	△	事務所や店舗等に付属するもの限り対象
窓ガラス・窓（サッシ）・網戸の交換・設置	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
太陽光発電装置の設置	×	
福利厚生施設の設置	△	事務所や店舗等に設置するもので、法令等で設置が義務化されているもの以外に限り対象
改修に伴う資材等の運搬・輸送費	○	
改修に伴う解体工事・廃材処理・産業廃棄物処理費	○	
養生・清掃費	○	
例示のない工事	△	個別審査により決定

- 棟を別にする事務所や店舗等の増築について、店舗の駐車場に簡易な構造の建築物を建築し、主たる店舗を補完する従たる店舗を建てる場合（例えば、お店の駐車場にソフトクリームの販売店舗を設けるようなケース）、その従たる店舗が、①建築基準法に基づく建築確認申請を行い設置するもの、②季節限定のものではなく、通年で営業する見込みであること、以上二つの条件を満たせば、この補助金の対象と判断します。

5 補助対象経費

- ①補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。
- ア) 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - イ) 補助金の交付決定日以降に発生した経費
 - ウ) 証拠資料等によって金額が確認できる経費

【補助対象外のものの例示】

- ・ 交付決定前に工事契約、発注等を実施したもの
※ 見積書の徴取は交付決定前でも構いません。
- ・ 事務費、消耗品費、調査費、設計費
- ・ リース・レンタル料、中古物品の購入費
- ・ 土地購入費、それに伴う保証料
- ・ 法令等で設置が義務化されているもの
- ・ 許認可に要する手数料
- ・ 振込手数料、保険料
- ・ 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします）

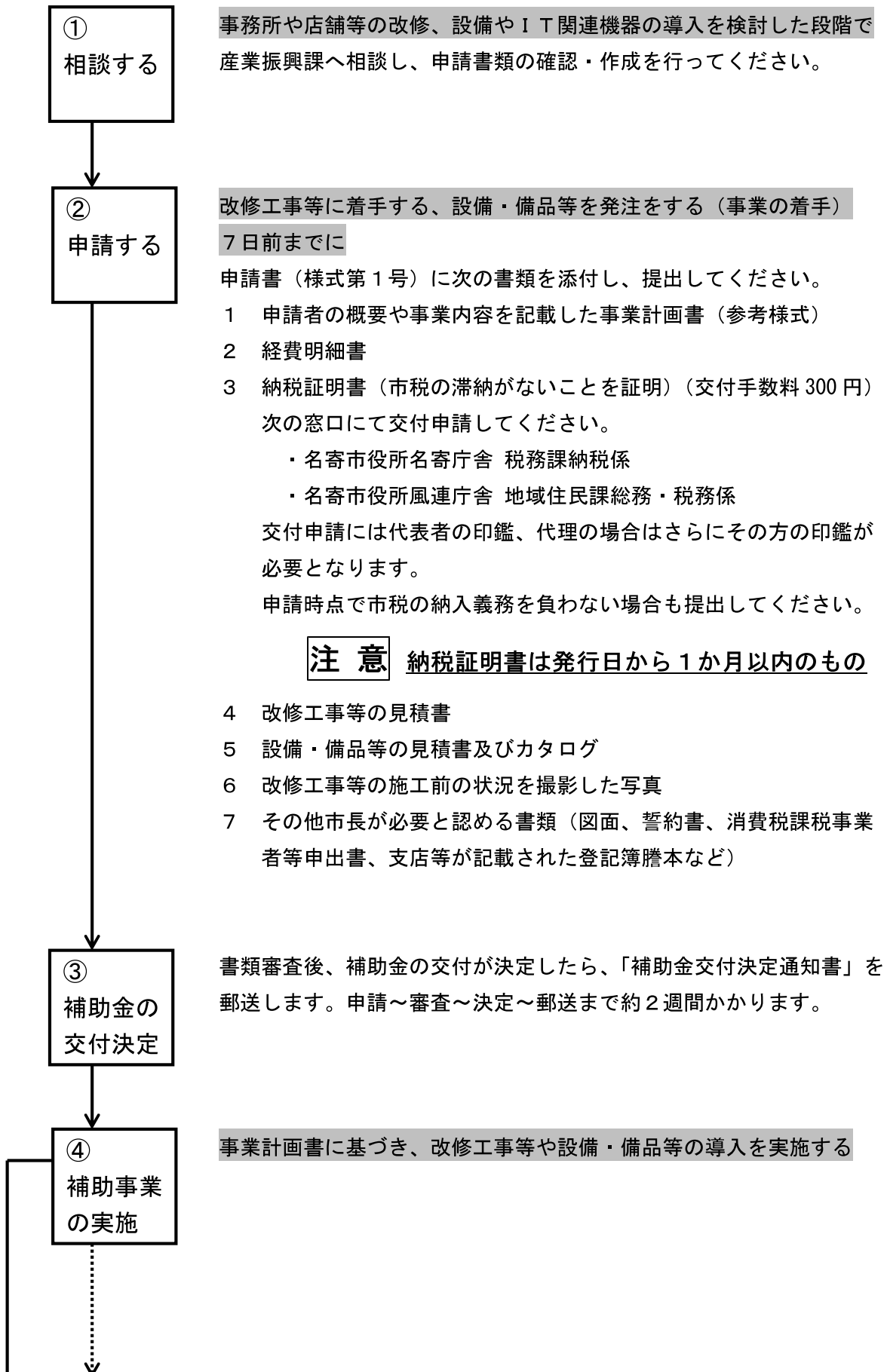
- ②国や北海道等から補助金等の助成を受けたときは、当該補助金等を控除した額（補助残）が補助対象経費となります。
- ③補助事業を自社調達で行う場合については、共通事項6ページ「補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方」参照
- ④原則として、消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、補助対象経費に含めないでください。ただし、免税事業者については、共通事項8ページ「消費税の取扱いについて」参照

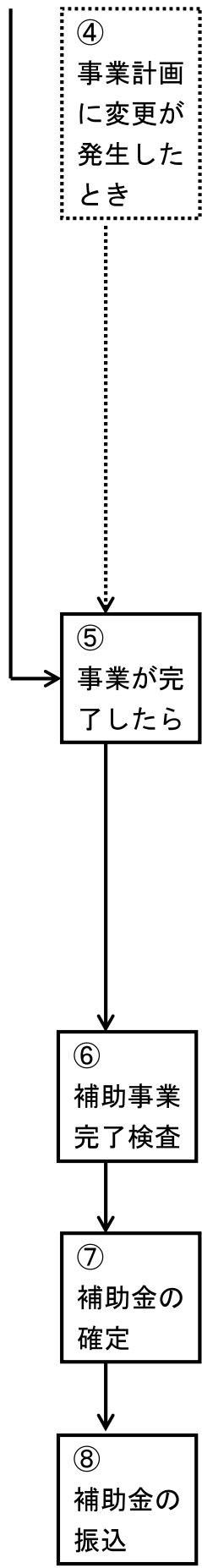
6 企業活力強化支援事業の対象事業者の考え方

(基本的な考え方)

- ①補助の対象者（申請者）は実際に経営を営む方となります。
- ②この補助金は、事務所や店舗等を営む方を対象とするもので、店舗等の不動産物件を他者へ賃貸し、財産収入を得る事業者を対象とするものではありません。
- ③これは、限られた財源を、事務所や店舗等を営む方への支援を重点的に配分するためです。事務所や店舗等を営む方を直接支援し、消費者に魅力を感じていただけるような店づくりを進めることにより、名寄市の商工業の活力を高めることを期待するものです。
- ④限られた財源で幅広く事務所や店舗等を営む方を支援するため、過去にこの補助金の交付を受けた事務所や店舗等は、補助金の交付を受けてから5年間はこの補助金を利用することができません。
- ⑤ただし、新規事業や業種転換を行う場合は利用することができますので、産業振興課にご相談ください。

7 申請フロー





次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

- （1）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の3割を超える変更をしようとするとき。

注意 交付決定額を超える変更（増額）はできません。

（3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。
 変更承認申請書には、変更後の経費明細書（申請時に提出したのから変更箇所がわかるようにしてください。）を添付してください。書類審査後、「補助金変更決定通知書」を郵送します。

支払いが完了する・変更決定の通知が届くなど、事業が完了したら完了後30日以内（当該年度の3月末日を越えるときは、3月末日まで）に、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 経費明細書
- 2 支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
- 3 事業完了報告（施工後の写真等）
- 4 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 5 その他市長が必要と認める書類

実績報告書提出後、担当職員による補助事業の実地検査を実施します。事務所や店舗等を訪問し、改修工事等の状況や導入した設備・備品等を確認します。

書類審査及び完了検査後、「補助金確定通知書」を郵送します。実績報告～書類審査～実地検査～補助金の確定まで約2週間かかります。

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。